

# 岐阜県公報

号外(2) 平成二十五年五月三十一日

目  
次

告  
示

(農政課)

一五

岐阜県告示第三百十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十二条第一項の規定により次のとおり漁業権免許の内容たるべき事項等を定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古田肇

一五 ページ

- 漁業権免許の内容たるべき事項等
- 第五種共同漁業の免許を受けた者が漁業権を行使できる範囲の制限等
- 第五種共同漁業の増殖指針

公  
示

(農政課)

一七

一 漁業種類

第一種共同漁業、第五種共同漁業、第一種区画漁業及び第二種区画漁業

二 公示番号、漁業の名称並びに漁場の位置及び区域

別表のとおり

三 漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

四 制限又は条件

1 第一種共同漁業及び第五種共同漁業

河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。

2 第一種区画漁業

水質汚濁の防止に留意すること。

3 第二種区画漁業

(1) 内区二十六第一号から内区二十六第十号まで

(1) 魚止め施設は、常時完備しておくこと。

(2) 河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。

(2) 内区二十六第一号

魚止め施設は、常時完備しておくこと。

五 存続期間

1 第一種共同漁業及び第五種共同漁業のうち内共第三号から内共第四十六号

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十日まで

2 第五種共同漁業のうち内共第四十七号

平成二十五年九月一日から平成三十年十二月三十日まで

3 第一種区画漁業及び第二種区画漁業

平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十日まで

六 免許予定日

第一種共同漁業、第五種共同漁業のうち内共第三号から内共第四十六号、第一種

区画漁業及び第二種区画漁業

別表  
第一種共同漁業

公示番号	漁業の名称	漁場の位置及び区域	関係地区
内共第一号	しじみ漁業	基点第一号と基点第二号とを結ぶ線から基点第三号と基点第四号とを結ぶ線までの揖斐川河川距離標十六・六キロメートルの点	海津市
斐川基線第一号	大垣市今福町地先と安八郡輪之内町南波地先に設置された難波野えん堤下流端の線	大垣市、養老郡養老町及び安八郡輪之内町	
基点第五号	養老郡養老町大巻地内揖斐川右岸の国土交通省河川距離標二十七・二キロメートルの点		
基点第六号	養老郡養老町大巻地内揖斐川左岸の国土交通省河川距離標二十七・二キロメートルの点		

七 申請期間

1 第一種共同漁業、第五種共同漁業のうち内共第三号から内共第四十六号、第一種

区画漁業及び第二種区画漁業

平成二十五年十一月一日から平成二十五年十一月二十九日まで

2 第五種共同漁業のうち内共第四十七号

平成二十五年七月一日から平成二十五年七月三十日まで

八 関係地区又は地元地区

別表のとおり

## 第五種共同漁業

公示番号	漁業の名称	漁場の位置及び区域	関係地区
内共第三号	こい漁業、みな漁業、うなぎ漁業、なます漁業及びもちろん漁業	基線第二号から上流の大江川及び東大江川並びにそれらの支派川	海津市
内共第四号	こい漁業、みな漁業、うなぎ漁業、なます漁業及びもちろん漁業	基線第二号の線 海津市海津町油島地内大江排水機閘門の下流端	
内共第五号	あまご漁業、こい漁業、みな漁業、なます漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業	基線第三号から上流の中江川及びその支派川	
内共第六号	あゆ漁業、あまご漁業、こい漁業、みな漁業、うなぎ漁業、なます漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業及びもくづがに漁業	河川距離標十六・六キロメートルの点	
基点第一号	基点第一号と基点第二号とを結ぶ線から基点第三号と基点第四号とを結ぶ線までの揖斐川、田鶴川、長除川、津屋川及び五三川並びにそれらの支派川	河川距離標十六・六キロメートルの点	
基点第二号	海津市海津町地内帆引新田排水機樋管の下流端		
基点第三号	海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かる今尾橋の右岸上流端から上流三百メートルの点		
基点第四号	海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かる今尾橋の左岸上流端から上流三百メートルの点		
基点第三号	基点第三号と基点第四号とを結ぶ線から基点第七号と基点第八号とを結ぶ線までの揖斐川、基線第四号から下流の牧田川、金草川、石畠川、杭瀬川、相川、色目川、泥川、大谷川、矢道川、薬師川、梅谷川、大滝川、岩手川、大栗毛川、菅野川、奥川、東川、中川、深町川、小畑川、水門川、中之江川、新規川、平野井川及び東平野井川並びに基線第五号から下流の根尾川並びにそれらの支派川	大垣市(平成十八年三月二十六日における大垣市の区域に限る)、瑞穂市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ケ原町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町並びに揖斐郡大野町及び池田町	
基点第四号	海津市平田町今尾と養老郡養老町大巻とに架かる今尾橋の右岸上流端から上流三百メートルの点		
基点第八号	河川距離標四十六・二キロメートルの点		
基点第七号	安八郡神戸町落合地内揖斐川右岸の国土交通省設置された根尾川第五床固めえん堤の右岸下流端		
基点第四号	瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とに架かる高田橋		

内共第十号	内共第九号	内共第八号	内共第七号
あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいから漁業及びうぐい漁業	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、ふな漁業、おいから漁業及びうぐい漁業	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、ふな漁業、おいから漁業及びうぐい漁業	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、うなぎ漁業、おいから漁業及びうぐい漁業
斐川、白石川、桂川、柏川、高橋谷川、長谷川及び表川並びにそれらの支派川	基線第五号 瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とに設置された根尾川第五床固めえん堤の下流端の線	基線第五号から上流の根尾川、花田川、三水川、菅瀬川、府内川及び根尾東谷川、基線第六号から上流の糸貫川、基線第七号から上流の五六川並びに基線第八号から上流の犀川及び政田川並びにそれらの支派川	基線第四号から上流の牧田川、五日市川、今須川、赤尾川及び東谷川並びに基点第九号と基点第十号とを結ぶ線から下流の藤古川並びにそれらの支派川
基点第七号 安八郡神戸町落合地内揖斐川右岸の国土交通省河川距離標四十六・二キロメートルの点	基線第六号 本巣市小柿と本巣郡北方町高屋とに架かる新糸貫橋の下流端の線	基点第六号 本巣市小柿と本巣郡北方町高屋とに架かる新糸貫橋の下流端の線	基点第四号 の下流端の線
基点第八号 瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とに設置された根尾川第五床固めえん堤の右岸下流端	基線第七号 瑞穂市荒川と同市本田とに架かる五六橋の下流端の線	基線第八号 瑞穂市美江寺地内美江寺橋の下流端の線	基点第九号 不破郡関ヶ原町大字玉字夫婦岩二〇三番地の一東端
基点第九号 瑞穂市宮田地先と揖斐郡大野町下座倉地先とに設置された根尾川第五床固めえん堤の右岸下流端	基線第九号 瑞穂市小柿と本巣郡北方町高屋とに架かる新糸貫橋の下流端の線	基線第九号 安八郡神戸町並びに揖斐郡安八郡神戸町並びに揖斐川町(平成十七年一月三十日における揖斐郡谷汲村の区域に限る)及び大野町並びに本巣郡北方町	基点第五号 の下流端の線
基点第十一号 揖斐郡揖斐川町西津汲字大牧一九八〇番地の区域に限る。	基点第十一号 揖斐郡揖斐川町西津汲字大牧一九八〇番地の区域に限る。	基点第十一号 揖斐郡揖斐川町(平成十七年一月三十日における揖斐郡揖斐川町、春日村及び久瀬村の区域に限る)及び大野町及び池田町	瑞穂市(平成十八年三月二十六日における養老郡上石津町の区域に限る)、養老郡養老町及び不破郡関ヶ原町

			内共第十一号
内共第十四号	内共第十三号	内共第十二号	内共第十一号
あゆ漁業、あまご漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なまず漁業、おいしい漁業及びうぐい漁業	あまご漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なまず漁業、おいしい漁業及びもくずがに漁業	あまご漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なまず漁業、おいしい漁業及びうぐい漁業	あゆ漁業、あまご漁業、こい漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいしい漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいしい漁業
基点第十二号 捐斐郡捐斐川町樺原字小倉一番地の五の南端	基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から基点第十三号と基点第十四号とを結ぶ線までの捐斐川、坂内川、白川、大谷川、広瀬浅又川、八草川及び原谷川並びにそれらの支派川	五の北西端	五の北西端
基点第十一号 捐斐郡捐斐川町西津波字大牧一九八〇番地の五の南端	基点第十一号 捐斐郡捐斐川町樺原字小倉一番地の五の南端	五の北西端	五の北西端
基点第十二号 捐斐郡捐斐川町樺原字小倉一番地の五の南端	基点第十三号 捐斐郡捐斐川町鶴見字大津瀬四番地の五の北端	五の北端	五の北端
基点第十五号 愛知県境標識	基点第十五号と点イとを結ぶ線から基点第十号までの長良川及び桑原川並びにそれらの支派川	点イ 基点第十五号から二百二十一度の線と長良川右岸との交点	点第十四号とを結ぶ線までの捐斐川、坂内川、白川、大谷川、広瀬浅又川、八草川及び原谷川並びにそれらの支派川
基点第十四号 捐斐郡捐斐川町東杉原字奥山一二一九番地の南西端	基点第十五号 愛知県境標識	基点第十五号 愛知県境標識	基点第十五号と点イとを結ぶ線から基点第十三号と基点第十四号とを結ぶ線までの捐斐川、坂内川、白川、大谷川、広瀬浅又川、八草川及び原谷川並びにそれらの支派川
基点第十一号 安八郡輪之内町東大藪と羽島市堀津町入ノ戸とに架かる大藪大橋の下流端の線	基線第十号から下流の犀川、境川、新荒田川、岩戸川、岩地川及び大江川並びにそれらの支派川	基線第十号 安八郡輪之内町東大藪と羽島市堀津町入ノ戸とに架かる大藪大橋の下流端の線	基点第十一号から下流の犀川、境川、新荒田川、岩戸川、岩地川及び大江川並びにそれらの支派川
基線第十二号 大垣市墨俣町墨俣地内犀川樋門の下流端の線	基線第十一号から下流の糸貫川、基線第十三号から下流の伊良川並びに基点第十六号と基点第十七号を結ぶ線から下流の伊津保川、荒田川、論田川、根尾川、板屋川、早田川、則武川、新堀川、正木川、鷺山川、鳥羽川、天神川、新川、石田川、椎倉川、東川、椿川、城田寺川、しびり川、兩満川及び山田川並びにそれらの支派川	岐阜市、大垣市（平成十八年三月二十六日における安八郡墨俣町の区域に限る。）、羽島市、各務原市、羽島郡岐南町並びに安八郡輪之内町及び安八町	岐阜市、大垣市（平成十七年十二月三十日における岐阜市の区域に限る。）、大垣市（平成十八年三月二十六日における安八郡墨俣町の区域に限る。）、山県市、瑞穂市、本巣市（平成十六年一月三十一日における本巣郡真正町の区域に限る。）及び本

内共第十五号	こい漁業、みな漁業、うなぎ漁業、なます漁業、もろこ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業及びもくづがに漁業	基線第十二号から基線第八号までの犀川並びに基線第七号から下流の五六川、天王川、中川、新堀川、高野川、新高野川及び長護寺川並びにそれらの支派川	岐阜市茶屋新田と大垣市墨俣町墨俣とに架かる長良大橋の下流端の線
内共第十六号	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業、かじか漁業及びよしのぼり漁業	基線第十二号と点イを結ぶ線から点ロと点ハとを結ぶ線までの長良川、基点第二十号と基点第二十一号を結ぶ線から下流の武儀川並びに基点第二十二号と基点第二十三号とを結ぶ線から下流の板取川、福富川、エゴ川、余取川、片知川、神洞川及び半道川並びにそれらの支派川	岐阜市上芥見地内の津保川と桐谷川の合流点
基点第十六号	岐阜市上芥見地内の津保川と桐谷川の合流点	基線第八号 瑞穂市美江寺地内美江寺橋の下流端の線	岐阜市(平成十八年三月二十六日における安八郡墨俣町の区域に限る)及び瑞穂市
基点第十七号	下流端から下流百四十メートルの点	基線第十二号 大垣市墨俣町墨俣地内犀川樋門の下流端の線	大垣市(平成十八年三月二十六日における安八郡墨俣町の区域に限る)及び瑞穂市
基点第十八号	岐阜市上芥見地内長良川左岸の岐阜県河川距離標五十九・八キロメートルの点	端の線	大垣市(平成十七年二月六日における関市並びに武儀郡洞戸村及び武芸川町の区域に限る)、美濃市
基点第十九号	所制水口の中心		岐阜市、関市(平成十七年二月六日における関市並びに武儀郡洞戸村及び武芸川町の区域に限る)、美濃市
基点第二十号	山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる若鮎橋右岸下流端から下流百六十メートルの点		岐阜市(平成十七年二月六日における関市並びに武儀郡洞戸村及び武芸川町の区域に限る)、美濃市
基点第二十一号	若鮎橋左岸下流端から下流百六十メートルの点		岐阜市(平成十七年二月六日における関市並びに武儀郡洞戸村及び武芸川町の区域に限る)、美濃市
基点第二十二号	美濃市大字乙狩字細野一六四番地の一の北東端		岐阜市(平成十七年二月六日における関市並びに武儀郡洞戸村及び武芸川町の区域に限る)、美濃市
基点第二十三号	関市洞戸下洞戸一七二五番地の南端		岐阜市(平成十七年二月六日における関市並びに武儀郡洞戸村及び武芸川町の区域に限る)、美濃市



内共第二十一号	内共第二十二号	内共第二十三号	内共第二十四号
あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業	あゆ漁業、あまご漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業	あゆ漁業、あまご漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業	こい漁業及びうなぎ漁業
西洞川、日永谷川、出戸川、船越川、神崎川及び伊住戸川並びにそれらの支派川 基点第二十号 山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる若鮎橋右岸下流端から下流百六十メートルの点 基点第二十一号 山県市中洞と関市武芸川町谷口とに架かる若鮎橋左岸下流端から下流百六十メートルの点 基点第二十二号 鮎橋右岸下流端から下流百六十メートルの点 基点第二十三号 関市洞戸下洞戸一七二五番地の南端 基線第十四号 山県市柿野地内御園下橋の下流端の線 基線第十四号から上流の柿野川及びその支派川 基線第十四号 山県市柿野地内御園下橋の下流端の線 基点第二十六号 可児市大脇四八〇三番地の北東端 点イ 基点第二十六号から六十八度四十分の線と可児川右岸 基線第十五号から基線第十六号までの木曽川並びに基点第二十七号と基点第二十八号とを結ぶ線から下流の飛驒川及び深渡川並びにそれらの支派川 基線第十六号 加茂郡八百津町和知地先と可児市兼山地先とに設置された兼山えん堤の下流端の線 基点第二十七号 加茂郡川辺町下川辺と美濃加茂市下米田町とに架かる青柳大橋の右岸下流端から下流二十四メートルの点 基点第二十八号 加茂郡川辺町下川辺と美濃加茂市下米田町とに架かる青柳大橋の左岸下流端から下流二十四メートルの点	関市（同市武芸川町谷口並びに平成十七年二月六日ににおける武儀郡洞戸村及び板取村の区域に限る。）		

内共第二十八号	内共第二十七号	内共第二十六号	内共第二十五号	
あゆ漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、もうこ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びかじか漁業	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業及びうぐい漁業	
基線第十九号 下呂市金山町金山と同市金山町大船渡とに架	基線第二十七号 惠那市飯地町岩浪地先と瑞浪市大湫町深山地 基点第三十号 中津川市山口五番地の一の北東端	基線第十七号から基線第十七号までの木曽川及びその支派川 までの木曽川、沢尻川、中野方川、力石川、千田川、和田川、柏ヶ根川、阿木川、濁川、横町川、永田川、田違川、定蓮寺川、飯沼川、岩村川、湯壺川、富田川、吉田川、飯羽間川、一色川、野田川、久須田川、寺川、千日林川、坂本川、一之瀬川、付知川、狩宿川、麦搗川、木積沢川、松島川、長根川、柏原川、舟沢川、島田川、牧沢川、外洞川及び川上川並びにそれらの支派川 基線第十七号 惠那市飯地町岩浪地先と瑞浪市大湫町深山地 基点第二十九号 主要地方道中津川田立線と岐阜県・長野県境との交差部南端	基線第十六号から基線第十七号までの木曽川及びその支派川 までの木曽川、沢尻川、中野方川、力石川、千田川、和田川、柏ヶ根川、阿木川、濁川、横町川、永田川、田違川、定蓮寺川、飯沼川、岩村川、湯壺川、富田川、吉田川、飯羽間川、一色川、野田川、久須田川、寺川、千日林川、坂本川、一之瀬川、付知川、狩宿川、麦搗川、木積沢川、松島川、長根川、柏原川、舟沢川、島田川、牧沢川、外洞川及び川上川並びにそれらの支派川 基線第十七号と基点第二十八号とを結ぶ線から基線第十八号までの飛驒川、雄鳥川、飯田川、水無瀬川、尾賀野川、神渕川、飯高川、葛屋川、間見川、奥田川、八日市川、葉津川、杉洞川、白川、田代沢川、黒川、赤川、柄平川、柿反川、洞山川、柏本川、西洞川、佐広川、曲坂川、大明神川、新巣川、佐見川、稻田川、小野日蔭川及び菅田川並びにそれらの支派川 基点第二十七号 加茂郡川辺町下川辺と美濃加茂市下米田町 とに架かる青柳大橋の左岸下流端から下流十四メートルの点	基線第十六号から基線第十七号までの木曽川及びその支派川 までの木曽川、沢尻川、中野方川、力石川、千田川、和田川、柏ヶ根川、阿木川、濁川、横町川、永田川、田違川、定蓮寺川、飯沼川、岩村川、湯壺川、富田川、吉田川、飯羽間川、一色川、野田川、久須田川、寺川、千日林川、坂本川、一之瀬川、付知川、狩宿川、麦搗川、木積沢川、松島川、長根川、柏原川、舟沢川、島田川、牧沢川、外洞川及び川上川並びにそれらの支派川 基線第十七号 惠那市飯地町岩浪地先と瑞浪市大湫町深山地 基点第二十九号 主要地方道中津川田立線と岐阜県・長野県境との交差部南端
下呂市金山町金山と同市金山町大船渡とに架	中津川市 (平成十七年二月十二日における惠那郡加子母村の区域に限る)、美濃加茂市、下呂市 (平成十六年二月二十九日における益田郡金山町の区域に限る)、並びに加茂郡川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村	中津川市及び惠那市 及び可児郡御嵩町	瑞浪市、惠那市、可児市 (平成十七年四月三十日ににおける可児郡兼山町の区域に限る)、加茂郡八百津町	

			内共第二十九号	
内共第三十二号	内共第三十一号	内共第三十号	内共第三十一号	かる金山橋の下流端の線
あゆ漁業、こい漁業、うなぎ漁業、な漁業、あまご漁業、いわ	あゆ漁業、あまご漁業、いわな漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、じよう漁業及びかじか漁業	あゆ漁業、あまご漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びかじか漁業	あゆ漁業、あまご漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びかじか漁業	基線第十九号から基線第二十号までの飛驒川、門和佐川、竹原川、輪川、乗政川、神梨川、般若川、白山川、山之口川、力ジヤ谷川、大ヶ洞川、小坂川、大洞川及び兵衛谷川並びにそれらの支派川
川並びにそれらの支派川	基線第二十一号から上流の和良川、土京川、鬼谷川及び入間	基線第二十号から上流の飛驒川、無数河川、八尺川、青屋川、九蔵川、秋神川、道後谷川、塩藏川、黍生川、小長谷川、駒谷川、日和田川及び幕岩川並びにそれらの支派川	基線第二十一号から上流の飛驒川、無数河川、八尺川、青屋川、九蔵川、秋神川、道後谷川、塩藏川、黍生川、小長谷川、駒谷川、日和田川及び幕岩川並びにそれらの支派川	基線第十九号から上流の飛驒川、無数河川、八尺川、青屋川、九蔵川、秋神川、道後谷川、塩藏川、黍生川、小長谷川、駒谷川、日和田川及び幕岩川並びにそれらの支派川
基線第三十一号から上流の馬瀬川及び小原川並びにそれらの支派川	基点第三十一号 下呂市馬瀬下山梅峠五二八番の一地先の標識	基線第三十一号から上流の飛驒川、無数河川、八尺川、青屋川、九蔵川、秋神川、道後谷川、塩藏川、黍生川、小長谷川、駒谷川、日和田川及び幕岩川並びにそれらの支派川	基点第三十一号 下呂市馬瀬下山梅峠五二八番の一地先の標識	高山市(平成十七年一月三十一日における大野郡郡名、野町の区域に限る。)及び下呂市(平成十六年二月二十九日における益田郡小坂町の区域に限る。)
基點第三十一号から上流の和良川、土京川、鬼谷川及び入間の区域に限る。)	基點第三十一号 下呂市馬瀬下山梅峠五二八番の一地先の標識	基線第三十一号から上流の飛驒川、無数河川、八尺川、青屋川、九蔵川、秋神川、道後谷川、塩藏川、黍生川、小長谷川、駒谷川、日和田川及び幕岩川並びにそれらの支派川	基點第三十一号 下呂市馬瀬下山梅峠五二八番の一地先の標識	高山市(平成十七年一月三十一日における大野郡郡名、野町の区域に限る。)及び下呂市(平成十六年二月二十九日における益田郡金山町及び馬瀬村の区域に限る。)

内共第三十七号	内共第三十六号	内共第三十五号	内共第三十四号	基線第二十一号 下呂市金山町坂ヶ洞地先と郡上市和良町方 須地先とに設置された中原用水えん堤の下流 端の線
あゆ漁業、やまめ漁業、にじ ます漁業、いわな漁業、こい 漁業、うなぎ漁業、おいかわ 漁業、うぐい漁業、あじめど じょう漁業、かじか漁業及び	あゆ漁業、あまご漁業、こい 漁業、うなぎ漁業、うなぎ 漁業、わかさぎ漁業及びおい かわ漁業	あゆ漁業、あまご漁業、こい 漁業、うなぎ漁業、おいかわ 漁業及びうぐい漁業	あゆ漁業、あまご漁業、にじ ます漁業、こい漁業、うなぎ 漁業、わかさぎ漁業及びおい かわ漁業	業、おいかわ漁業、うぐい漁 業、あじめどじょう漁業及び かじか漁業
基点第三十七号と点口とを結ぶ線から上流の土岐 川、市之倉川、辛沢川、大原川、笠原川、大沢川、芝草川、平 園川、富士下川、生田川、高田川、妻木川、前の川、裏山川、 下石川、久尻川、伊野川、肥田川、不動川、日吉川、白倉川、 狭間川、万尺川、小里川、萩原川、猿爪川、新田川、於鰐川、 田沢川、久保原川、佐々良木川、中沢川、椋美川、藤川及び洞 川並びにそれらの支派川	基点第三十三号 多治見市市之倉一三丁目一二〇番地の南西 端	基点第三十四号 多治見市諏訪町川西一五七番地の南東端	点イと点ロとを結ぶ線から上流の明智川、大平川、高波川、 馬木川、中沢川、小杉川、源内川、吉田川、滝坂川、野志川及 び荒井川並びにそれらの支派川	基点第三十五号 惠那市明智町横通乳曾洞小林四四四の一の 点イ 基点第三十五号から百三十五度の線と明智川右岸との 交点
基点第三十六号 愛知県豊田市押山町地内国界橋の南西端 点イ 基点第三十六号から二百九十五度の線と上村川左岸と 点ロ 基点第三十六号から一百九十三度五十分の線と上村川 右岸との交点	点イと点ロとを結ぶ線から基線第二十二号までのうち惠那市 上矢作町大平地内大平橋より下流の上村川、木之実川及び飯田 洞川並びにそれらの支派川並びに同橋より上流の上村川	基点第三十六号 愛知県豊田市押山町地内国界橋の南西端 点イ 基点第三十六号から二百九十五度の線と上村川左岸と 点ロ 基点第三十六号から一百九十三度五十分の線と上村川 右岸との交点	点イと点ロとを結ぶ線から基線第一二二号までのうち惠那市 上矢作町大平地内大平橋より下流の上村川、木之実川及び飯田 洞川並びにそれらの支派川	基点第三十五号 惠那市明智町横通乳曾洞小林四四四の一の 点イ 基点第三十五号から百三十五度の線と明智川右岸との 交点
基線第二十二号 惠那市上矢作町と長野県下伊那郡平谷村と に設置された上村えん堤の上流端の線	基点第三十七号と点イとを結ぶ線から基点第三十八号と点ロ とを結ぶ線までの宮川並びに基点第三十九号と点ハとを結ぶ線 から下流の小鳥川、稻越川及び金山谷川並びにそれらの支派川	基点第三十七号 飛驒市宮川町小豆沢焼畑地内岐阜・富山県 境標識	多治見市、瑞浪市、惠那市 及び土岐市	町及び和良村の区域に限る。 及び下呂市(平成十六年二 月二十九日における益田郡 金山町の区域に限る。)
高山市(平成十七年一月三 十一日における大野郡清見 村の区域に限る。)及び飛 騨市(平成十六年一月三十 一日における吉城郡古川町、	惠那市(平成十六年十月二 十四日における惠那郡明智 町及び串原村の区域に限る。)			

			内共第三十九号	内共第三十九号	内共第三十九号	内共第三十八号	よしのぼり漁業
内共第四十一号	内共第四十号						基点第三十八号 飛驒市古川町さいの神四五四番地の一の支派川並びにそれらの支派川
あゆ漁業、やまめ漁業、こいます漁業、いわな漁業、にじいわな漁業	あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びかじか漁業及びよしのぼり漁業				あゆ漁業、やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業及びかじか漁業		基点第三十九号 南端
基点第三十九号と点イなどを結ぶ線から上流の小鳥川及び片野川並びにそれらの支派川	基点第三十九号から上流のソンボ谷川及びそれらの支派川並びに蒲田川並びにそれらの支派川	基点第四十号と基点第四十一号とを結ぶ線から上流の高原川、跡津川、山田川、吉田川、蔵柱川、双六川、中ノ俣川、北ノ俣川及び蒲田川並びにそれらの支派川	基点第四十号と基点第四十一号とを結ぶ線から上流の宮川、基線第二十四号から下流の小八賀川、戸市川、殿川、黒内川、畦畑川、太江川、桐谷川、十三墓岐川、宮谷川、漆谷川、宇津江川、瓜巣川、脇谷川、糠塚川、川上川、高曾洞川、京塚谷川、牧谷川、今谷川、大槽谷川、苔川、大八賀川、山口川、生井川、滝川、江名子川及び常泉寺川並びにそれらの支派川	基点第三十八号 南端	基点第三十八号と点イとを結ぶ線から上流の宮川、基線第二十四号から下流の小八賀川、戸市川、殿川、黒内川、畦畑川、太江川、桐谷川、十三墓岐川、宮谷川、漆谷川、宇津江川、瓜巣川、脇谷川、糠塚川、川上川、高曾洞川、京塚谷川、牧谷川、今谷川、大槽谷川、苔川、大八賀川、山口川、生井川、滝川、江名子川及び常泉寺川並びにそれらの支派川	基点第三十八号と点イとを結ぶ線から上流の宮川、基線第二十四号から下流の小八賀川、戸市川、殿川、黒内川、畦畑川、太江川、桐谷川、十三墓岐川、宮谷川、漆谷川、宇津江川、瓜巣川、脇谷川、糠塚川、川上川、高曾洞川、京塚谷川、牧谷川、今谷川、大槽谷川、苔川、大八賀川、山口川、生井川、滝川、江名子川及び常泉寺川並びにそれらの支派川	点ハ 基点第三十九号から二百九十五度の線と小鳥川左岸との交点
高山市(平成十七年一月三十一日における吉城郡丹生川町下保保木地先と同市丹生川町下保保木地先とに設置された下切発電所えん堤の下流端の線)	高山市(平成十七年一月三十一日における吉城郡丹生川町下保保木地先と同市丹生川町下保保木地先とに設置された下切発電所えん堤の下流端の線)	高山市(平成十七年一月三十一日における吉城郡丹生川町下保保木地先と同市丹生川町下保保木地先とに設置された下切発電所えん堤の下流端の線)	高山市(平成十七年一月三十一日における吉城郡丹生川町下保保木地先と同市丹生川町下保保木地先とに設置された下切発電所えん堤の下流端の線)	河合村及び宮川村の区域に限る。)			
飛驒市(平成十六年一月三十一日における吉城郡神岡町の区域に限る。)	飛驒市(平成十六年一月三十一日における吉城郡神岡町の区域に限る。)	飛驒市(平成十六年一月三十一日における吉城郡神岡町の区域に限る。)	飛驒市(平成十六年一月三十一日における吉城郡神岡町の区域に限る。)	河合村及び宮川村の区域に限る。)			

漁業、ふな漁業、うなぎ漁業 おいわ漁業、うぐい漁業 あじめどじょう漁業及びかじ か漁業	内共第四十一号	あゆ漁業、やまめ漁業、にじ ます漁業、いわな漁業、おい かわ漁業及びうぐい漁業 か漁業	基線第二十三号から上流の荒城川及びその支派川 基線第二十三号 高山市丹生川町柏原スサコと同市国府町宮 地鞍渕とに設置されたスサコ頭首工の上流端 の線	高山市（平成十七年一月三 十一日における大野郡丹生 村及び吉城郡国府町の区 域に限る。）
業	内共第四十三号	あゆ漁業、やまめ漁業、にじ ます漁業、いわな漁業、おい かわ漁業及びうぐい漁業 かわ漁業及びうぐい漁業	基線第二十四号から上流の小八賀川、大萱谷川、山口谷川、 小木曾谷川及び池ノ保川並びにそれらの支派川 基線第二十四号 高山市丹生川町新張西ヶ原地先と同市丹生 川町下保保木地先とに設置された下切発電所 えん堤の下流端の線	高山市（平成十七年一月三 十一日における大野郡丹生 村の区域に限る。）
業	内共第四十四号	いわな漁業	基点第四十二号と点イとを結ぶ線から上流の万波川及びその 支派川 基点第四十二号 飛驒市宮川町三八四番地と同三八五番地と の境の西端	飛驒市（平成十六年一月三 十一日における吉城郡宮川 村の区域に限る。）
業	内共第四十五号	いわな漁業	基点第二十六号から上流の大長谷川及びその支派川 基線第二十六号 飛驒市河合町二ツ屋青はげと同市河合町二 ツ屋四百間とに架かる大長谷橋の下流端の線	飛驒市（平成十六年一月三 十一日における吉城郡宮川 村の区域に限る。）
業	内共第四十六号	あゆ漁業、やまめ漁業、にじ ます漁業、いわな漁業、こい 漁業、ふな漁業、うなぎ漁業 うぐい漁業、あじめどじょう 漁業及びかじか漁業	基点第四十三号と点イとを結ぶ線から上流の庄川、加須良川、 富谷川、牛首谷川、荒谷川、小谷川、中沢川、大白川、大白水 谷川、六麿川、森茂川、尾上郷川、大黒川、イチゴ沢川、アマ ゴ谷川、大シウド谷川、小シウド谷川、小シウド沢川、大日谷 川、海上谷川、第三別山谷川、第二別山谷川、第一別山谷川、 落部川、御手洗川、野々保川、町屋川、一色川、寺河戸川及び 三谷川並びにそれらの支派川 基点第四十三号 大野郡白川村小白川大洞六六二番地の北東 端	高山市（平成十七年一月三 十一日における大野郡清見 村及び莊川村の区域に限 る。）、郡上市（平成十六年 二月二十九日における郡上 郡高鷲村の区域に限る。） 及び大野郡白川村
業	内共第四十七号	あゆ漁業、やまめ漁業、いわ な漁業、にじます漁業、あじ めどじょう漁業及びかじか漁	点イ 基点第四十三号から七十度の線と庄川右岸との交点 点イ 基点第四十三号から七十度の線と庄川右岸との交点 白川及びその支派川 基点第四十四号 石徹白川右岸の福井県大野市小谷堂二〇字 一の二と郡上市白鳥町石徹白字鬼神山一の八	郡上市（昭和三十三年十月 十四日における福井県大野 郡石徹白村の区域に限る。）

				第一種区画漁業			
内区二十六第四	内区二十六第三 号	公示番号	漁業の名称	公示番号 内区二十六第一 号	漁業の名称	漁場の位置及び区域	地元地区
こい養殖業及びふな養殖業	こい養殖業及びふな養殖業	養老郡養老町下笠細池四六九一の二からなる池沼	養老郡養老町	基点第四十六号と基点第四十七号とを結ぶ線、基点第四十八号と基点第四十九号とを結ぶ線及び基点第五十号と基点第五十一号とを結ぶ線により囲まれた下小鳥ダム湖の水面	基点第四十六号 飛驒市河合町大字保字岩苔一三四二の九関 基点第四十七号 飛驒市河合町大字保字井ノ平二三五三の一 基点第四十八号 ○関西電力株式会社境界標柱左二六九 基点第四十九号 六関西電力株式会社境界標柱左三〇三 基点第五十号 関西電力株式会社境界標柱左三三一 基点第五十一号 飛驒市河合町大字保字水ヶ平一六四四の八 西電力株式会社境界標柱左三六〇 西電力株式会社境界標柱左三三七	飛驒市(平成十六年一月三十日における吉城郡河合村の区域に限る。)	
養老郡養老町下笠除内五四六五、五四六七、五四六八の一、二四からなる池沼		九九、四九〇〇、四九〇一、四九〇二、四九〇三の一、四九〇四、四九〇五、四九〇六、四九一〇、四九一二の一、四九二三、四九一五、四九一六、四九一七、四九一九、四九二〇及び五〇	養老郡養老町				
養老郡養老町							

号	内区二十六第五 号 内区二十六第六 号 内区二十六第七 号 内区二十六第八 号 内区二十六第九 号 内区二十六第十 号	こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業、あまご養殖業 にじます養殖業、あまご養殖業 にじます養殖業、あまご養殖業	五四五六の二及び五四八五の一からなる池沼 二四二及び一二四五からなる池沼 二並びに同町下吉野五〇三二からなる池沼 川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七九 の一及び五七九の二からなる池沼 養老郡養老町大巻カノ割二二三七の一、二二五〇及び二二五 二並びに同町下吉野五〇三二からなる池沼 川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七九 の一及び五七九の二からなる池沼 養老郡養老町有尾下池四五六の五一三からなる池沼 養老郡養老町大巻ワノ割一九九九番からなる池沼 海津市南濃町津屋株木一〇からなる池沼 海津市(平成十七年三月二十七日における海津郡南濃町の区域に限る。) 海津市(平成十六年二月二十九日における郡上郡美並村の区域に限る。)	養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町
内区二十六第五 号 内区二十六第六 号 内区二十六第七 号 内区二十六第八 号 内区二十六第九 号 内区二十六第十 号	こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業、あまご養殖業 にじます養殖業、あまご養殖業 にじます養殖業、あまご養殖業	五四五六の二及び五四八五の一からなる池沼 二四二及び一二四五からなる池沼 二並びに同町下吉野五〇三二からなる池沼 川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七九 の一及び五七九の二からなる池沼 養老郡養老町大巻カノ割二二三七の一、二二五〇及び二二五 二並びに同町下吉野五〇三二からなる池沼 川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七九 の一及び五七九の二からなる池沼 養老郡養老町有尾下池四五六の五一三からなる池沼 養老郡養老町大巻ワノ割一九九九番からなる池沼 海津市南濃町津屋株木一〇からなる池沼 海津市(平成十七年三月二十七日における海津郡南濃町の区域に限る。) 海津市(平成十六年二月二十九日における郡上郡美並村の区域に限る。)	養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町	
内区二十六第五 号 内区二十六第六 号 内区二十六第七 号 内区二十六第八 号 内区二十六第九 号 内区二十六第十 号	こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業、あまご養殖業 にじます養殖業、あまご養殖業 にじます養殖業、あまご養殖業	五四五六の二及び五四八五の一からなる池沼 二四二及び一二四五からなる池沼 二並びに同町下吉野五〇三二からなる池沼 川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七九 の一及び五七九の二からなる池沼 養老郡養老町大巻カノ割二二三七の一、二二五〇及び二二五 二並びに同町下吉野五〇三二からなる池沼 川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七九 の一及び五七九の二からなる池沼 養老郡養老町有尾下池四五六の五一三からなる池沼 養老郡養老町大巻ワノ割一九九九番からなる池沼 海津市南濃町津屋株木一〇からなる池沼 海津市(平成十七年三月二十七日における海津郡南濃町の区域に限る。) 海津市(平成十六年二月二十九日における郡上郡美並村の区域に限る。)	養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町	
内区二十六第五 号 内区二十六第六 号 内区二十六第七 号 内区二十六第八 号 内区二十六第九 号 内区二十六第十 号	こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業及びふな養殖業 こい養殖業、あまご養殖業 にじます養殖業、あまご養殖業 にじます養殖業、あまご養殖業	五四五六の二及び五四八五の一からなる池沼 二四二及び一二四五からなる池沼 二並びに同町下吉野五〇三二からなる池沼 川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七九 の一及び五七九の二からなる池沼 養老郡養老町大巻カノ割二二三七の一、二二五〇及び二二五 二並びに同町下吉野五〇三二からなる池沼 川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七九 の一及び五七九の二からなる池沼 養老郡養老町有尾下池四五六の五一三からなる池沼 養老郡養老町大巻ワノ割一九九九番からなる池沼 海津市南濃町津屋株木一〇からなる池沼 海津市(平成十七年三月二十七日における海津郡南濃町の区域に限る。) 海津市(平成十六年二月二十九日における郡上郡美並村の区域に限る。)	養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町 養老郡養老町	

制限する。

また、当該免許のうち次の表に掲げる公示番号に係るもの以外のものを受けた者の当号において告示された第五種共同漁業の免許を受けた者が当該免許に基づいて漁業権を行使できる範囲について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次の表に掲げる漁具又は漁法（岐阜県漁業調整規則（昭和四十年岐阜県規則第百十八号）第六条の漁具又は漁法をいう。以下同じ。）及び統数の範囲内に

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第四号

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第三百十二号において告示された第五種共同漁業の免許を受けた者が当該免許に基づいて漁業権を行使できる範囲について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により禁止する。

平成二十五年五月三十一日

内共第十二号	内共第十号	内共第九号	内共第八号	内共第六号	内共第五号	内共第四号	内共第三号	公示番号	漁具又は漁法の名称
地びき網 夜川網 河川建干網	地獄網 夜川網 登り落	地獄網 夜川網 いしこびき網	地獄網 夜川網 あゆ瀬張網 いしこびき網	地獄網 夜川網 中獵網 地獄網 走り込み	地獄網 夜川網 河川建干網 膝持網	地獄網 地獄網 地びき網	地獄網 地獄網 地びき網	漁具又は漁法の名称	統数
六九二二	一 二〇	二八九三三	七六五〇八	一三〇〇三〇	三〇五五五三	二二	二二		

内共第二十号	内共第十九号	内共第十八号	内共第十七号	内共第十六号	内共第十五号	内共第十四号	内共第十三号
いしこびき網 夜川網	登り落 あゆ瀬張網 夜川網 あじめ筌 やな	いしこびき網 夜川網 あゆ瀬張網 夜川網 いしこびき網	登り落 夜川網 あじめ筌 やな	登り落 夜川網 あじめ筌 やな	地獄網 夜川網 いしこびき網 登り落 あじめ筌 やな	地獄網 夜川網 中獵網 地びき網 いしこびき網 登り落 あじめ筌 やな	地獄網 夜川網 中獵網 地びき網 いしこびき網 登り落 あじめ筌 やな
一九	一〇三二三三 三七一三五七	一三六七 一〇五〇五	五七三三九三八三 八三	一〇	五三一三一五三〇〇 三一	一五四七	

内共第三十六号	内共第三十七号	内共第三十八号	内共第三十九号	内共第四十一号	内共第四十二号	内共第四十三号	内共第四十六号	内共第四十七号
夜川網	あゆ受網	夜川網	やな 登り落	やな 登り落	やな あじめ筌	やな やな	やな やな	やな やな
あゆ受網	夜川網	やな 登り落	夜川網	やな 登り落	やな やな	やな やな	やな やな	やな やな
やな 登り落	やな 登り落	夜川網	夜川網	夜川網	夜川網	夜川網	夜川網	夜川網
一六〇三三	一六三三四	一五五五一	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五

○第五種共同漁業権の増殖指針

平成二十五年五月三十一日

岐阜県知事 古田

肇

# 岐阜県公報

第二千九百四十六号  
(火曜日)

目 次

告 示

- 漁業権免許の内容たるべき事項等
- 保安林に指定する予定である旨の通知
- 第五種共同漁業の免許を受けた者が漁業権を行使できる範囲の制限

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県告示第二百五十六号

(里川振興課二九九  
治山課三〇一)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により次のとおり漁業権免許の内容たるべき事項等を定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成三十年五月十五日

岐阜県知事 古田肇

告 示

告 示

(内水面漁場管理委員会二〇一)

一 漁業種類

第五種共同漁業、第一種区画漁業及び第二種区画漁業

二 公示番号、漁業の名称並びに漁場の位置及び区域

別表のとおり

三 漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

四 制限又は条件

1 第五種共同漁業

河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。

2 第一種区画漁業

水質汚濁の防止に留意すること。

3 第二種区画漁業

(一) 魚止め施設は、常時完備しておくこと。

(二) 河川管理のために行う河川工事等に支障を及ぼさないこと。

五 存続期間

平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

六 免許予定日  
平成三十一年一月一日  
七 申請期間

別表  
第五種共同漁業

平成三十年八月一日から平成三十年九月三十日まで  
八 関係地区又は地元地区  
別表のとおり

第一種区画漁業		公示番号	漁業の名称	漁場の位置及び区域	地元地区
内区三十一第一号	内区三十一第一号	内共第四十八号	あゆ漁業、やまめ漁業、いわな漁業及びあじめどじょう漁業	基点第四十四号と基点第四十五号とを結ぶ線から上流の(石徹白川及びその支派川)基点第四十四号 石徹白川右岸の福井県大野市小谷堂二〇字基点第四十五号 石徹白川左岸の福井県大野市小谷堂一九字	郡上市(昭和三十三年十月十四日における福井県大野郡石徹白村の区域に限る)
内区三十一第一号	内区三十一第一号	内共第四十九号	にじます小割り式養殖業、いわな小割り式養殖業、あまご小割り式養殖業、こい小割り式養殖業、アメリカナマズ小割り式養殖業、あゆ小割り式養殖業及びちようざめ小割り式養殖業	基点第四十六号と基点第四十七号とを結ぶ線、基点第四十八号と基点第四十九号とを結ぶ線及び基点第五十号と基点第五十一号とを結ぶ線により囲まれた下小鳥ダム湖の水面	郡上市(昭和三十三年十月十四日における福井県大野郡石徹白村の区域に限る)
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第四十七号	基点第四十七号	基点第四十七号 飛驒市河合町大字保字岩苔二三四九の九関	飛驒市(平成十六年一月三十一日における吉城郡河合村の区域に限る。)
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第四十九号	○ 関西電力株式会社境界標柱左二六九	○ 関西電力株式会社境界標柱左二六九	
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第五十号	西電力株式会社境界標柱右三一四	西電力株式会社境界標柱右三一四	
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第五十一号	西電力株式会社境界標柱左二五四の二	西電力株式会社境界標柱左二五四の二	
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第五十二号	六関西電力株式会社境界標柱左三〇三	六関西電力株式会社境界標柱左三〇三	
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第五十三号	飛驒市河合町大字保字水ヶ平一六四四の八	飛驒市河合町大字保字水ヶ平一六四四の八	
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第五十四号	関西電力株式会社境界標柱左二三一	関西電力株式会社境界標柱左二三一	
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第五十五号	飛驒市河合町大字保字外之洞二九〇の二関	飛驒市河合町大字保字外之洞二九〇の二関	
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第五十六号	西電力株式会社境界標柱左三六〇	西電力株式会社境界標柱左三六〇	
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第五十七号	飛驒市河合町大字保字岩苔二三四二の九関	飛驒市河合町大字保字岩苔二三四二の九関	
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第五十八号	西電力株式会社境界標柱右三三一	西電力株式会社境界標柱右三三一	
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第五十九号	西電力株式会社境界標柱右三三二	西電力株式会社境界標柱右三三二	
内区三十一第一号	内区三十一第一号	基点第六十号	西電力株式会社境界標柱右三三三	西電力株式会社境界標柱右三三三	

## 第一種区画漁業

公示番号	漁業の名称	漁場の位置及び区域	関係地区
内区三十一第二号	こい養殖業及びふな養殖業	養老郡養老町下笠細池四六九一の二からなる池沼	養老郡養老町
内区三十一第三号	こい養殖業及びふな養殖業	川五五九の一、五五九の二、五七六の一、五七六の二、五七九の一及び五七九の二からなる池沼	養老郡養老町
内区三十一第四号	こい養殖業及びふな養殖業	養老郡養老町有尾下池四五六の五一三からなる池沼	養老郡養老町

## 岐阜県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
可児郡御嵩町西洞字坂下六一〇六の一、字西ノ前六一三八の一、六一三八の二
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

平成三十年五月十五日

岐阜県内水面漁場管理委員会  
会長酒向貞夫

登り落	漁具又は漁法の名称	統	数
五			

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 内水面漁場管理委員会告示

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 岐阜県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業権免許の内容たるべき事項等に関する告示（平成三十年岐阜県告示第二百五十六号）において告示された内共第四十八号第五種共同漁業の免許を受けた者が当該免許に基づいて漁業権を行使できる範囲について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次に掲げる漁具又は漁法（岐阜県漁業調整規則（昭和四十年岐阜県規則第百十八号）第六条の漁具又は漁法をいう。）及び統数の範囲内に制限する。

## 公 示

## ○第五種共同漁業権の増殖指針

漁業権免許の内容たるべき事項等に関する告示(平成三十年岐阜県告示第一百五十六号)において告示した第五種共同漁業の増殖指針を、次のとおり定める。

平成三十年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

魚種	増殖方法	増殖数量
あゆ	種苗放流	六〇キログラム
やまめ	種苗放流	六〇キログラム
いわな	種苗放流	一〇二キログラム
あじめどじょう	産卵場造成	一箇所

## ○正誤

## (原稿誤り)

平成三十年一月十三日第二千九百二十一号 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(岐阜県告示第六十六号)八一頁上段前から七行目中「一四四四の一・一四四四の三・一四五五の三・一四五七(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、一四四四の四、一四五五の一、一四五五の二」は「一四四四の一、一四四四の三、一四四四の四、一四五五の一から一四五五の三まで、一四五七」の、同段前から十四行目中「1 主伐に係る伐採種は、定めない。」は「1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する(一四四四の一、一四四四の三、一四五五の三、一四五七(以上四筆伐採種は定めない。))」の、同段前から十五行目中「2」は「3」の、

同段前から十七行目中「3」は「4」の誤り。